

事業所の対応について

Q1 従業員で陽性者が出た場合、どうしたらよいでしょうか？

A1 **高齢者施設、障がい者施設の場合**

所在地管轄の保健所へご連絡ください。保健所が調査を行います。

それ以外の施設等の場合

事業所の対応については大阪府ホームページ「事業所における新型コロナウイルス感染症感染急拡大時の対応について」をご覧ください。

☞ 大阪府ホームページ「事業所における新型コロナウイルス感染症感染急拡大時の対応について」<https://www.pref.osaka.lg.jp/kansenshokikaku/kensataisei/noukou1Oniti.html>

Q2 濃厚接触者となった従業員を休ませると事業が成立しなくなる。どうすればよいでしょうか。

A2 感染者と接触があったことのみを理由として、一律に濃厚接触者を特定し行動制限を求める必要はなくなりました。会話の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わずに飲食を共にした等の理由で自宅待機の対象となった従業員に対しては一定期間の自宅待機にご協力お願いいたします。詳細は大阪府ホームページ「事業所における新型コロナウイルス感染症感染急拡大時の対応について」をご覧ください。

☞ 大阪府ホームページ「事業所における新型コロナウイルス感染症感染急拡大時の対応について」<https://www.pref.osaka.lg.jp/kansenshokikaku/kensataisei/noukou1Oniti.html>

Q3 自宅待機対象者を自宅待機させない場合どうなるでしょうか。

A3 自宅待機の対象となった従業員の方は、感染している可能性が高いと考えます。

もし、感染していた場合、出勤することで、事業所内で感染が広まる可能性があります。

Q4 保健所が調査しないのであれば、濃厚接触者であるか判断ができないのではないのでしょうか。

A4 事業所で感染者が発生した場合、保健所は濃厚接触者を特定し行動制限を求める必要はなくなりました。なお、例外として、会話の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わずに飲食を共にした場合等、自宅待機をお願いするケースもありますので、可能性があるかどうかの判断については、大阪府ホームページに流れを載せていますので、ご確認ください。

☞ 大阪府ホームページ「事業所における新型コロナウイルス感染症感染急拡大時の対応について」<https://www.pref.osaka.lg.jp/kansenshokikaku/kensataisei/noukou1Oniti.html>

Q5 従業員の子どもが新型コロナ陽性となりました。従業員は陽性となった子どもと一緒に自宅で待機しています。待機期間はいつからいつまでと考えればよいでしょうか？

A5 陽性者の同居家族（陽性者が自宅療養をする場合に、空間的な分離の徹底が困難であるような、飲食、入浴、就寝等を共にする家族や同居者）の場合、

①陽性者の発症日（陽性者が無症状の場合は検体採取日）

又は

②陽性者の発症等により住居内で感染対策（※）を講じた日

のいずれか遅い方を〇日目として、5日間（6日目解除）となります。

※ 日常生活を送る上で可能な範囲での、マスク着用、手洗い・手指消毒の実施、物資等の共用を避ける、消毒等の実施などの対策を想定しています。

- ・同居家族等の中で別の家族が発症した場合は、改めてその発症日（別の家族が無症状の場合は検体採取日）を〇日目としてください。
- ・陽性者が診断時点で無症状であり、その後発症した場合は、その発症日を〇日目としてください。
- ・社会機能維持者以外であっても、抗原定性検査キットにて2日目及び3日目に陰性が確認できれば、3日目の陰性確認後に待機解除が可能です。

※7日間は、自身による健康状態の確認やハイリスク者（高齢・基礎疾患のある方）との接触を控えること等お願いします。

- ・同居家族等の待機期間が終了した後も、陽性となった家族の療養が終了するまでは、引き続き、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を行ってください。

陽性者との最終接触後5日間を待たずに検査陰性により待機を解除する取扱いについて

Q1 この取り扱いの対象者は社会機能維持者のみですか？

A1 社会機能維持者であるか否かに関わらず、皆さんが対象です。

Q2 事業所が検査体制はどうやって整備すればよいでしょうか？

A2 民間検査会社や医療機関と契約したり、事業所で検査キットを購入するなどの方法があります。契約可能な検査機関や検査キットの購入可能な業者については、大阪府ホームページをご覧ください。

☞ 大阪府ホームページ「事業所における新型コロナウイルス感染症感染急拡大時の対応について」<https://www.pref.osaka.lg.jp/kansenshokikaku/kensataisei/noukou1Oniti.html>

Q3 無料検査事業を利用してよいでしょうか？

A3 陽性者と接触のあった濃厚接触者（濃厚接触の可能性のある方）は利用できません。

Q4 待期期間短縮のための検査は自費か？また、抗原定性検査キットは何でもいいか？

A4 自費検査です。抗原定性検査キットは薬事承認されたものを使用してください。

Q5 学校の場合、この制度の対象に児童は含まれますか？

A5 含まれます。